

あなたのまちの相談役 こんにちは！ 民生委員です

民生委員・児童委員とは

市には 109 人の民生委員・児童委員と 12 人の主任児童委員があり、それぞれの地区で活動をしています。民生委員は児童委員を兼ねており、役割は暮らしのなかで悩みや問題が生じた人に、同じ地域の住民という立場で相談にのり、解決する機関へとつなぐパイプ役です。

毎日の暮らしの中で、心配な事や不安な事があり、誰に相談すればよいのか分からないような場合には、お住まいの地区的民生委員・児童委員に相談してみてはいかがでしょうか。

どんな活動をしているの？

高齢者・障がい者・子育て世帯の訪問や見守り、住民からの相談対応をはじめ、行政や社会福祉協議会、学校等と連携・協力した活動を行っています。また、地域の福祉力を高めるため、『ご近所福祉ネットワーク活動』の推進にも取り組んでいます。

毎年5月 12 日は「民生委員児童委員の日」と定め、12 日から 1 週間を「活動強化週間」とし、民生委員活動を市民皆さんに理解していただくための取り組みを行っています。

誰がどうやってなるの？

民生委員・児童委員になるためには、お住まいの地区的区長会長の推薦が必要となります。地区での審査を経て、市および県が審査し、最終的には厚生労働大臣から委嘱されます。

委員の任期は 1 期 3 年間で、再任することも可能です。

今年は民生委員・児童委員の改選の年で、12 月からは新しい民生委員が、担当地区で日常生活の相談支援活動等にあたります。

ご近所福祉ネットワーク活動って？

近年、地域のつき合いの希薄化などにより、困っている人が気軽に助けを求めることができなかったり、周囲の人がそのことに気付かなかったりすることがあります。

そこで、町内などの小地域で支援の必要な人たちを早く発見し、お互いに負担にならない範囲で、声掛け、訪問、見守り等の生活支援をしていく仕組みづくりが必要となっています。

市では「ご近所福祉ネットワーク活動」として、この活動を支援しています。



民生委員制度は、平成 29 年に制度創設 100 周年を迎えます。これは、民生委員制度の源である岡山県の「済世顧問制度」が大正 6 (1917) 年に始まったことから数えて 100 年を迎えることによるものです。この大きな節目を迎えるに当たり、鯖江市民生委員児童委員協議会では、今年度、さまざまな記念事業を開催し、民生委員・児童委員を広く PR するとともに、市民の皆さんとの信頼と理解を高めるべく活動を行っていく予定です。

【問合先】 鯖江市民生委員児童委員協議会連合会事務局
(社会福祉課内) ☎ 53-2264